2018年５月11日

加盟団体各位

常任委員各位

認定NPO法人DPI日本会議

議　長　平野みどり

強制及び「同意」による優生手術に関する緊急要請行動について（依頼）

　障害者の権利の確立と社会的障壁の解消及び障害者が地域で暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みに心から敬意を表します。

さて、旧優生保護法（1948～96年）の下、「優生手術」として知的障害者や精神障害者らへの強制不妊手術をされた方は、全国で16,475人という数字が示されており、これまでにも20年以上被害を訴えてこられた方もいました。すでにマスコミ報道等でもご承知のとおり不妊手術を強制された宮城県の60代女性が今年1月30日、不妊手術を強制されたのは個人の尊厳や幸福追求権を保障した憲法に違反するなどとして、国家賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしました。その結果、5月17日には北海道、宮城、東京で追加提訴することや、さらなる追加提訴や被害者を掘り起こすため、5月27日に全国弁護団の結成が予定されていますが、厚生労働省は、3月28日に仙台地裁で開かれた第1回口頭弁論では、請求棄却を求め、争う姿勢を示しました。

一方、北海道をはじめとする一部の地方自治体では、独自調査の実施と資料の保管と公開等を進めています。その結果、強制不妊手術は、拒否する保護者等へも強く求めるとともに、その対象は外国人も含めていることが明らかになってきました。更に、任意による優生手術の推進も明確になってきています。

こうした中、国会では、強制不妊手術に関する実態調査やヒアリングを行い、被害者に対する具体的な支援の仕組みを検討し、人権の回復を目的として、超党派の国会議員によって構成される「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足するとともに、自民、公明両党による与党ワーキングチーム（WT）も設置されました。そして、今後は、来年の通常国会に謝罪と補償の具体的な形を示した議員立法の法案提出を目指すとしています。なお、厚生労働省は、こうした国会の求めに応じて、6月下旬を期限とした全国調査を実施しています。

この強制不妊手術についてDPI日本会議は、1998年と2014年に関係5団体と共に国連・規約人権委員会にレポートを提出しました。このレポートにより同委員会は1998年と2014年の2回、日本政府に対して被害者の補償に向けて必要な法的措置をとるよう勧告を出し、これを受けての国会答弁で「被害者がいることはまぎれもない事実」としながらも国は何もしてきませんでした。

また、2016年女性差別撤廃条約日本政府審査において、DPI女性ネットや他の女性団体と共にDPI日本会議のスタッフをジュネーブに派遣し、同年3月に加害者への処罰にまで言及した厳しい勧告を引き出しました。

　こうした状況から、DPI日本会議としては、加盟団体及び常任委員については、それぞれが住む都道府県に対して以下の要請行動を実施して頂きたく、本書をもってお願いすることとしました。

　つきましては、各団体と常任委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

　なお、加盟団体及び常任委員が不在の都道府県や地元だけでの取り組みが困難な地域については、DPI日本会議で要請文を提出します。この場合、加盟団体については、DPI日本会議との連名をご検討ください。

記

１．目的

（１）被害者に対して国の謝罪と国家賠償を実現するために、自治体が保管する資料の発見と公表及び保管を促進する。

（２）事実経過を明らかにすることにより過去の問題ではなく、なぜ、どのような背景や手法で強制不妊手術等が進められたかを明らかにすることで優生思想の問題を明確にする。

（３）現行の法制度等（母体保護法等）における優生思想に基づく施策（出生前診断等）の検証と見直しを進める。

２．具体的な取り組み

都道府県に「別紙１　モデル要請書」を参考に、それぞれの都道府県の状況等に応じた内容に加筆修正して提出及び交渉を実施する。

また、要請項目については「別紙２　強制及び同意による優生手術に関する緊急要請について」の説明を参照。

なお、要請書を提出する都道府県の担当部局については、「（別紙）旧優生保護法　国及び都道府県担当一覧」を参照。

３．要請項目

別紙１モデル要請書のとおり

４．その他

（１）実施期間　2018年5月14日（月）～5月31日（木）

（２）報告期日　2018年6月5日（火）　別紙３要請行動報告書による。

（３）その他　　調査結果は、6月1～2日に開催する第34回DPI日本会議全国集会in神奈川で（中間）報告するとともにHPに掲載する。なお、この行動は今後も継続的に実施する予定。